

議案第193号

さいたま市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月29日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市個人番号の利用に関する条例（平成27年さいたま市条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税若しくは森林環	[略]	1 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務（国民健康保	[略]

	<p>境税の賦課徴収又は地方税若しくは<u>森林環境税</u>に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務（国民健康保険税に関するものを除く。）であって規則で定めるもの</p>		<p>險税に関するものを除く。）であって規則で定めるもの</p>
2 市長	<p>[略]</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報、生活保護関係情報、介護保険給付等関係情報、医療保険給付関係情報、国民健康保険税賦課徴収情報、障害者関係情報、さいたま市市営住宅条例（平成13年さいたま市条例第267号）による入居者の家賃に関する情報（以下「市営住宅家賃情報」という。）、特定疾病児童等日常生活用具給付等事務に関する情報、心身障害者福祉手当支給事務に関する情報、補装具自己負担額助成に関する事務に関する情報、ひとり親医療費等助成事務に関する情報、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例若しくは<u>森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律</u>の規</p>	2 市長	<p>[略]</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報、生活保護関係情報、介護保険給付等関係情報、医療保険給付関係情報、国民健康保険税賦課徴収情報、障害者関係情報、さいたま市市営住宅条例（平成13年さいたま市条例第267号）による入居者の家賃に関する情報（以下「市営住宅家賃情報」という。）、特定疾病児童等日常生活用具給付等事務に関する情報、心身障害者福祉手当支給事務に関する情報、補装具自己負担額助成に関する事務に関する情報、ひとり親医療費等助成事務に関する情報、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる</p>

	<p>定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項若しくはその徴収に関する情報（国民健康保険税に関するものを除く。以下「地方税関係情報」という。）、国民年金法（昭和34年法律第141号）若しくは厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）、地域子ども・子育て支援事業情報又は保育所費用徴収情報であって規則で定めるもの</p>		<p>事項若しくはその徴収に関する情報（国民健康保険税に関するものを除く。以下「地方税関係情報」という。）、国民年金法（昭和34年法律第141号）若しくは厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）、地域子ども・子育て支援事業情報又は保育所費用徴収情報であって規則で定めるもの</p>
3～37	[略]	3～37	[略]

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。